

## 第12回防火管理検討会 議事録

1. 開催日時：平成20年 1月16日(水) 13:30～17:30
2. 開催場所：日本電気協会 4階B会議室
3. 出席者(順不同,敬称略)  
出席委員：藤原副主査(関西電力),三嶋(東京電力),井川(中部電力),石櫃(北陸電力),  
卜部(北海道電力),亀山(東北電力),鈴木(電源開発),田中(中国電力),平澤  
(原子力安全基盤機構),増田(四国電力),山崎(日本原子力発電) (11名)  
代理出席：亀川(九州電力・笠), (1名)  
欠席委員：鶴田(総務省・消防庁) (1名)  
常時参加：小倉(東京電力) (1名)  
オブザーバ：丸谷(日本原子力発電) (1名)  
事務局：大東,井上(日本電気協会) (2名)
4. 配付資料  
資料 12-1 第11回防火管理検討会 議事録(案)  
資料 12-2 第27回原子力規格委員会議事録(案)  
資料 12-3-1 中越沖地震における原子力施設に関する自衛消防及び情報連絡・提供に関する  
WG報告書(案)に対する意見募集要領  
資料 12-3-2 自衛消防及び情報連絡・提供に係る当面の取り組み方針  
資料 12-4 JEAG4103 原子力発電所の火災防護管理指針 制定スケジュール(案)  
資料 12-5 JEAG 原子力発電所の火災防護管理指針(案)のレビュー/制定作業分担  
資料 12-6-1 JEAG4103-200X「原子力発電所の火災防護管理指針」ドラフト版改訂案に対する  
コメント(1.総則：東京電力)  
資料 12-6-2 同上(2.火災防護計画：関西電力)  
資料 12-6-3 同上(3.火災防護のための発電所内組織：日本原電)  
資料 12-6-4 同上(4.外部消防機関との連携：東北電力)  
資料 12-6-5 同上(5.教育・訓練：中部電力)  
資料 12-6-6 同上(6.火災予防：北陸電力)  
資料 12-6-7 同上(7.火災発生時の対応：中国電力)  
資料 12-6-8 同上(8.鎮火の確認及び鎮火後の処置：四国電力)  
資料 12-6-9 同上(9.その他：電源開発)  
資料 12-7 同上(集約版：JNES)  
資料 12-8 平成20年度活動計画(案)

## 5. 議事

### (1) 会議定足数確認

前回同様,藤原副主査に検討会主査代行をお願いした。本検討会委員総数13名に対して本日の委員出席者数は代理出席者を含めて12名で,規約上の決議条件の「委員総数の2/3以上の出

席」を満たしていることが確認された。

( 2 ) 代理出席者およびオブザーバの承認

事務局より、代理出席者 1 名およびオブザーバ 1 名が紹介され、規約に基づき藤原主査代行より会議参加が承認された。

( 3 ) 前回検討会議事録(案)の承認

事務局より、資料 12-1 に基づき、前回検討会の議事録(案)が紹介され、本内容について承認された。

( 4 ) 第 27 回原子力規格委員会議事録(案)の紹介

事務局より、資料 12-2 に基づき、第 27 回原子力規格委員会議事録(案)の紹介があった。次回の規格委員会開催予定は 3/18 である。

( 5 ) 防火関連動向の紹介

1) NISA 自衛消防及び情報連絡・提供に関する WG 報告書(案)の公衆審査状況

事務局より、資料 12-3-1 に基づき自衛消防及び情報連絡・提供に関する WG 報告書(案)の公衆審査状況(平成 19 年 12 月 21 日～平成 20 年 1 月 25 日)の紹介があった。

2) 自衛消防及び情報連絡・提供に係る当面の取り組み方針

事務局より、資料 12-3-2 に基づき自衛消防及び情報連絡・提供に係る当面の取り組み方針の紹介があった。

本資料の共通項目等を今後の動向を踏まえて JEAG へ反映していくこととなる。

( 6 ) 今後の検討スケジュール及び作業分担の確認

藤原副主査より、資料 12-4, 12-5 に基づき今後の検討スケジュール及び作業分担の確認があった。スケジュールについては、次々回の規格委員会の開催日によって若干変更が生じるかも知れないが本日の審議状況を踏まえ、取り敢えずは 3 月 18 日の原子力規格委員会に中間報告することとなった。

また、他の分科会/検討会との取り合い、スケジュール変更等については、必要に応じ対応することとなった。

( 7 ) JEAG4103-200X 原子力発電所の火災防護管理指針ドラフト版改定案に対するコメント審議

資料 12-6-1～12-6-9 のコメントを纏めた資料 12-7 に基づき、JEAG4103 原子力発電所の火災防護管理指針ドラフト版改定案に対するコメントについて、1～3 章の検討を行った。残りは次回に審議することとなった。

各章毎の主な質問・コメントは以下の通り。

a. 第 1 章 総則

JEAG4607 に合わせ、「はじめに」を挿入する。

1.1 目的で、「原子力発電所における火災の発生防止及びその被害抑制のための・・・」は「原子力発電所における火災発生の未然防止及び被害の拡大防止のための・・・」に修正する。

解説 1-3 「火災防護の目的」で記載の「プラント損傷 / 運転停止」の文言は火災防護上直接関係ないので削除したらどうかとの意見に対し、原子力保険の観点から、文言を「プラント損傷に伴う不用意な運転停止」として残す。

解説 1-4 の解説図 1-4 火災防護に係わる法律・指針類・文書類の関係図は、関連法規全体の相関関係図あるいは体系図を示すものではなく、本 JEAG の位置付け(何を参考にし、何をするためのものかを図示したもの)を示す図とする。そのために、火災防護計画の枠だけを残す事とした。

1.4 用語の定義に「従業員」があるが、全体を見て問題が無ければ、「従業員」はここから削除し、個別の章(例えば 5 章教育訓練)の中で具体的に規定する方向で検討を行う。

関連法規などの記載における本文と解説との棲み分けは、現状 JEAG4607 と整合をとっている。

b. 第 2 章 火災防護計画

2.1 「火災防護計画の目的」は、「原子力発電所において実施されている……原子力事業者はこの計画に基づき火災防護対策を実施することを目的とする。」の表現とする。

解説 2-2 「火災防護計画に含める事項」は、同じ内容が以降に出てくるのであれば削除してもよいのではないかとコメントがあり、一通り最後まで議論して必要に応じて見直しを行う。

2.5 「火災防護計画に基づく定期的訓練」は 5 章の教育訓練に集約したらどうかとの意見もあったが、2 章は計画段階での方針だから両方共必要なので、取り敢えず原案通り残して再度チェックすることとした。また、第一義的な目的(例えば定期的訓練を行う意義等)についても、解説に入れるか、5 章で読めるようにするかは今後検討を行う。

c. 第 3 章 火災防護のための原子力発電所内組織 (3.1.2 まで)

3.1 防火管理組織については記載削除との意見もあったが、NISA WG からのアウトプットでもあり、原案通り残す。

解説 3-1 「原子力発電所の防火管理組織」で、なお書き削除のコメントに対し「原子力発電所における防火管理組織の一例を下図に示す。」を「原子力発電所における平常時の防火管理組織の一例を下図に示す。」とする。

( 8 ) その他

a. 次回分科会までに検討会として 2 回程度の審議が必要なため、次回 1 / 2 2(火)10:10~17:00、次々回 2 / 7 (木) 13:30~とした。

b. 次回の検討会は各委員からのコメントの検討、次々回は NISA WG 報告書の公衆審査フォロー状況などを踏まえて、上位委員会に中間報告できるように指針案をまとめることとした。